

公立大学法人北九州市立大学ネーミングライツ事業要綱

〔 令和 7 年 3 月 27 日
北九大規程第 7 号 〕

（目的）

第 1 条 この要綱は、公立大学法人北九州市立大学（以下「本学」という。）のネーミングライツ事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）事業者等 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。
- （2）命名権 事業者等が本学の施設等の愛称を決定する権利をいう。
- （3）ネーミングライツ事業 契約により、本学が事業者等に命名権を付与し、命名権を付与された事業者（以下「命名権者」という。）からその対価（以下「命名権料」という。）を得る事業をいう。

（事業の基本原則）

第 3 条 ネーミングライツ事業は、本学の施設等本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 本学は、ネーミングライツ事業を実施した施設等について、愛称を積極的に使用する。

3 本学は、ネーミングライツ事業を実施した施設等の名称を変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく従来の施設等の名称を使用する。

（命名権の付与期間）

第 4 条 命名権を付与する期間は、3 年以上 5 年以下とする。

（募集）

第 5 条 ネーミングライツ事業の実施に当たっては、次に定めるところにより、原則として公募による。

- （1）募集については、公式ウェブサイト等により広く行う。
- （2）命名権料その他ネーミングライツ事業に必要な事項については、対象施設ごとの募集要項に定める。

（応募）

第 6 条 ネーミングライツ事業への応募は、次のいずれにも該当しない事業者等とする。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- （2）ギャンブルに関わる業種（公営ギャンブル、宝くじ及びスポーツ振興くじは除く）
- （3）たばこ製造に関わる業種
- （4）医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）等に抵触するもの

- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (6) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (7) 各種法令に違反しているもの
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 占い、運勢判断に関するもの
- (10) 興信所・探偵事務所等
- (11) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (12) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (13) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）に違反しているもの
- (14) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 2 号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (15) 規制対象となっていない業種においても、社会問題をおこしている業種や事業者
- (16) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という）に規定する暴力団のほか次に掲げる者でないこと。

ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）または暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者。

イ 次のいずれかに該当する者

（ア）法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者。

注 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

（イ）自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

（ウ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

（エ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（オ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

ウ 前記ア又はイの者の依頼を受けて応募しようとする者。

- (17) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営むもの(銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する者を除く。)
- (18) 政治団体（政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 3 条第 1 項に規定する政治団体をいう。以下同じ。)
- (19) 宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 2 条に規定する宗教団体
- (20) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っているもの
- (21) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (22) その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと理事長が認めるもの

2 ネーミングライツ事業に応募する者は、ネーミングライツ事業実施申込書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業者等の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書等）
- (6) サイン等のデザイン及び配置がわかる書類
- (7) 申請時から過去5年間において、行政機関等から処分を受けたことがある場合は、その内容及び再発防止策を記載した書類

（使用できない愛称）

第7条 命名権者は、次に掲げる愛称は使用することができない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - エ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 本学が実施する事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - ケ 社会的に不適切なもの
 - コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
 - サ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
 - シ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
 - ス 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
 - セ 社会問題の主義及び主張に関するもの
 - ソ 個人、団体又は組織等の名刺広告に関するもの
- (2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）の禁止（掲載に関しては根拠となる資料を要する。）
例：「世界一」「一番安い」など
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
例：「今・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」など
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの

エ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

カ 責任の所在が明確でないもの

キ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

カ ギャンブル等を肯定するもの

(ネーミングライツ審査委員会)

第 8 条 命名権者の選定、命名する愛称、命名権料その他の審査を行うため、ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会について必要な事項は、別に定める。

(決定及び通知)

第 9 条 理事長は、審査委員会の審査の内容及び結果を尊重し、応募された愛称の採用の可否及び命名権者を決定する。

2 理事長は、第 6 条の規定により応募した者に対し、採用を決定したときは、ネーミングライツ事業者決定通知書（別記様式第 2 号）により、不採用を決定したときは、ネーミングライツ事業者不採用決定通知書（別記様式第 3 号）により、通知する。

(契約)

第 10 条 理事長は、ネーミングライツ事業者の決定通知後、採用決定者と命名権の契約を締結する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、事業者等と協議の上、契約期間を更新できる。

(費用負担)

第 11 条 愛称の表示（サイン、案内看板等の設置及び変更）に係る必要な経費は、命名権者が負担する。

2 契約期間の満了及び命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とする。

(維持管理責任)

第 12 条 別称等及び看板の切り替え、撤去などの維持管理については、本学と協議し、事業者の負担で行うこと。

2 別称等及び看板を掲出するに当たっては、施設に負担のない方法で固定するなど、地震等の際の転倒・落下に対する防止策を十分に行うこと。

3 事業者は掲出された別称等及び看板に関する一切の責任を負うものとし、適切に設置・管理すること。

- 4 第三者に損害を与えた場合、または、施設等の利用者等によって掲出された広告が毀損された場合、事業者の責任及び負担において解決すること。

(命名権料の納入)

第 13 条 命名権者は、命名権料を指定された期日までに本学が指定した預金口座へ年度ごとに一括で納入しなければならない。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 理事長は、前項ただし書きの場合においては、命名権者と協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(愛称変更の禁止)

第 14 条 命名権を付与する期間内における愛称の変更は、禁止とする。ただし、理事長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第 15 条 命名権者は、命名権者の都合によりネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。この場合において、命名権者は、本学に違約金を支払うものとし、違約金の額は、本学と命名権者とが協議の上、決定する。

- 2 命名権者は、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書（別記様式第 4 号）を、理事長に提出しなければならない。

(命名権の取消し)

第 16 条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、命名権の付与を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに命名権料の納入がなかったとき。
- (2) 前条の規定により、命名権者から契約解除の申出があったとき。
- (3) 命名権者が、法令及び規則等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (5) その他理事長が命名権の付与を取り消すことを必要と認めたとき。

- 2 理事長は、前項の規定により命名権の付与を取り消したときは、命名権付与取消決定通知書（別記様式第 5 号）により命名権者に通知する。

- 3 前項の規定により命名権の付与を取り消した場合、第 12 条の規定により既に納入された命名権料については、返還しない。

(事務)

第 17 条 ネーミングライツ事業に関する事務は、総務課において処理する。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 27 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 6 条第 2 項関係)

年 月 日

公立大学法人 北九州市立大学理事長 様

申込者

名 称

代表者

住 所

ネーミングライツ事業実施申込書

北九州市立大学におけるネーミングライツ事業に、関係書類を添えて以下のとおり応募します。

施設等名		
応募の趣旨		
別称等の案	別称等及びデザイン等は別途資料によります。	
別称等の理由		
命名権の付与を希望する事業者等の 称号又は名称（注 1）		
希望命名権料	円（年額/税別）	
希望期間	年 月 日から 年 月 日まで	
連絡先	担当者氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

(注1) 申込者と同一の場合は、記入不要

(関係書類)

- (1) 事業者等の概要を記載した書類（会社概要など）
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書（発行 3 ヶ月以内のもの）
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- (6) サイン等のデザイン及び配置がわかる書類
- (7) 申請時から過去5年間において、行政機関等から処分を受けたことがある場合は、その内容及び再発防止策を記載した書類（A4 サイズ1枚程度）

年 月 日

様

北九州市立大学理事長

ネーミングライツ事業者決定通知書

年 月 日付けで申込みのあったネーミングライツ事業について、命名権者に採用しますので、以下のとおり通知します。

施設等名	
命名権者に採用する事業者等	
別称等	
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで
命名権料	年額 総額 (年間)

年 月 日

様

北九州市立大学理事長

ネーミングライツ事業者不採用決定通知書

年 月 日付けで申込みのあったネーミングライツ事業について、不採用となりましたので、以下のとおり通知します。

施設等名	
不採用理由	(例) 公立大学法人北九州市立大学ネーミングライツ事業要綱第 6 条の事業者等に該当するため。

別記様式第4号(第15条第2項関係)

年 月 日

公立大学法人 北九州市立大学理事長 様

申込者

名 称

代表者

住 所

ネーミングライツ事業契約解除申出書

北九州市立大学におけるネーミングライツ事業契約について、以下のとおり契約解除を申し出ます。なお、契約解除に伴う命名権料の返還は求めません。

施設等名	
別称等	
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで
希望する契約解除日	
契約解除の理由	

年 月 日

様

北九州市立大学理事長

命名権付与取消決定通知書

(対象施設名等) の別称等を決定する命名権の付与について、以下の理由により取消しますので通知します。

なお、規定により、既に納入されました命名権料については返還しません。

取消年月日	年 月 日
取消理由	